

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、高齢化の急速な進展により、平成 27（2015）年時点で、65 歳以上の人口は 3,300 万人を超え、国民の約 4 人に 1 人が高齢者となっています。高齢者数は平成 54（2042）年頃まで増加し、その後も、75 歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

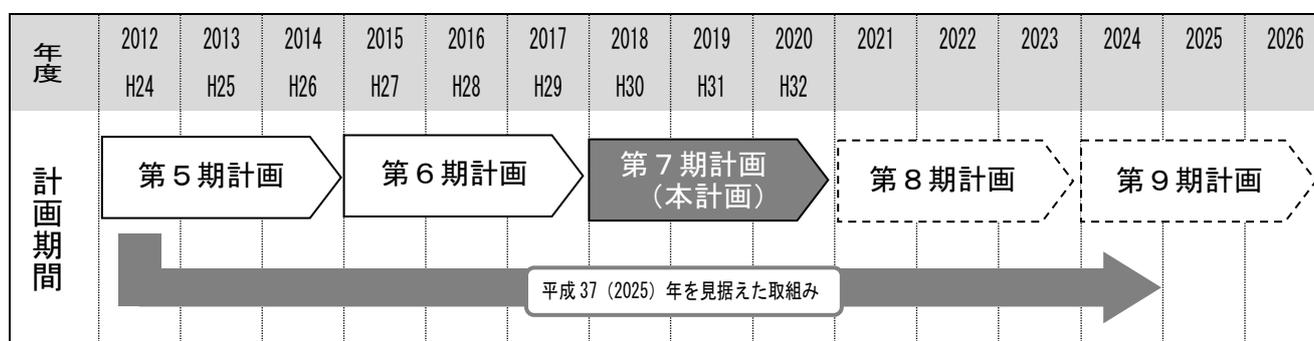
こうした中、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年を見据え、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。今後も、地域の実情に合わせた、地域包括ケアシステムを強化していくことが求められています。

本市では、「鯖江市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」（以下、「前計画」という。）において、「健康づくり、介護予防の推進」、「認知症高齢者やその家族への支援」、「市民、関係機関・団体等地域のつながりづくり」を重点施策とし、地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域包括支援センターを中心とした関係機関とのネットワークの構築や、相談窓口の周知徹底、総合事業の実施体制の構築、認知症に関する支援施策の推進を図ってきました。

今回の計画策定においては、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくため、本市が目指すべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「鯖江市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の期間

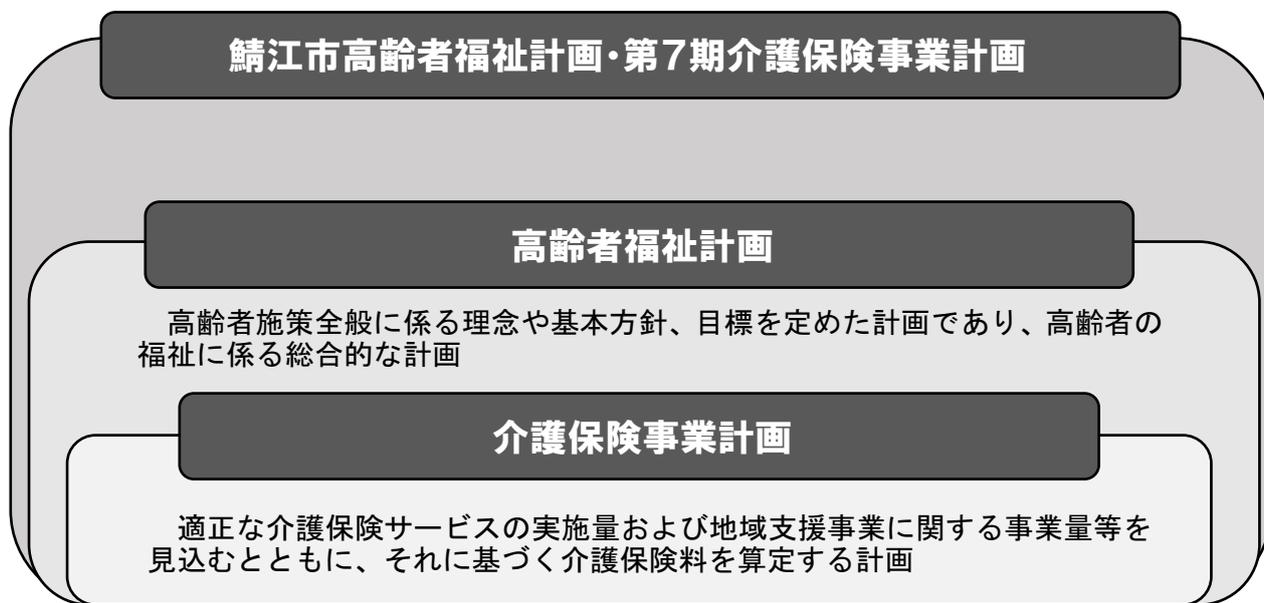
本計画は、平成 30（2018）年度を初年度とし、平成 32（2020）年度までの 3 年間で 1 期とする計画です。



3. 計画の位置づけ

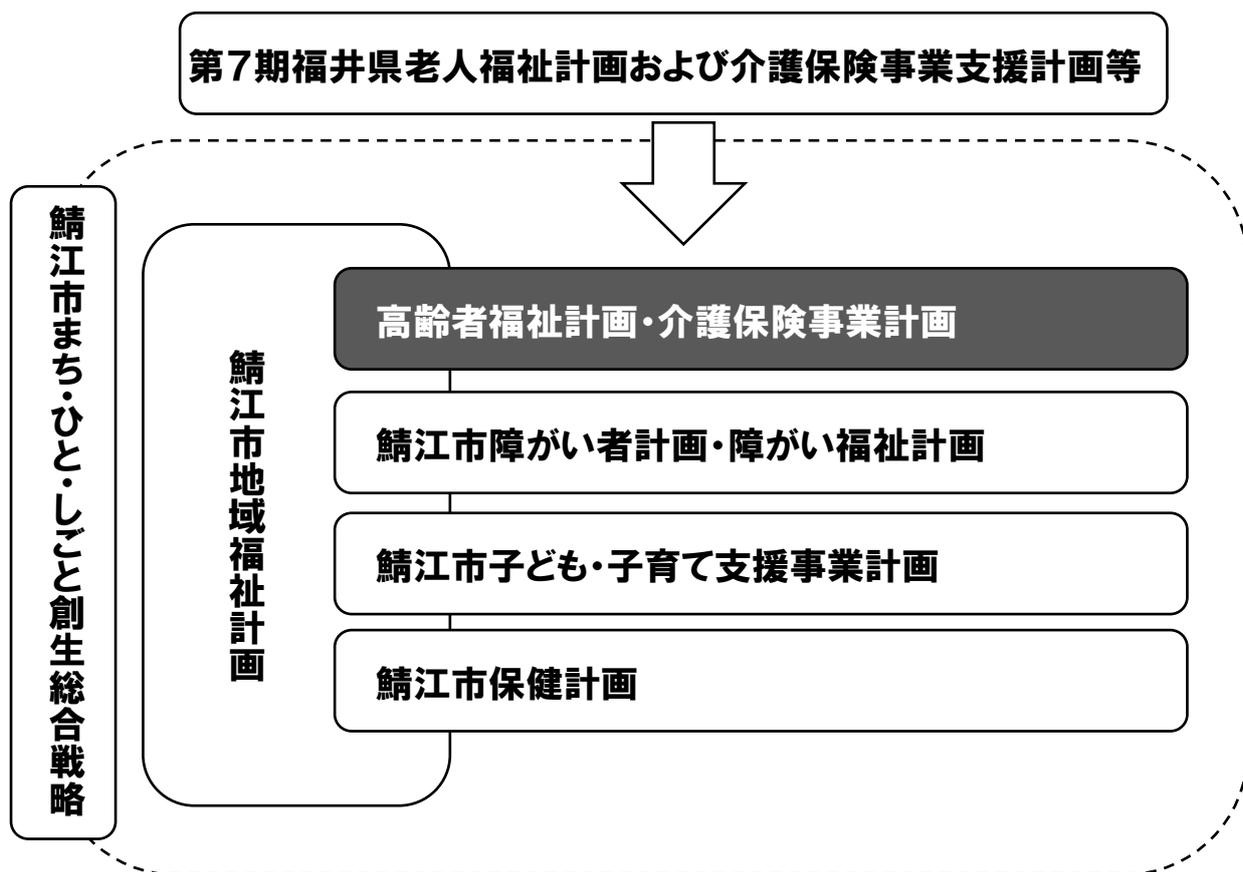
(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画および介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。



(2) 他計画との関係

本計画は、「鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「鯖江市地域福祉計画」を上位計画とするものであり、「鯖江市障がい者計画・障がい福祉計画」、「第6次鯖江市保健計画（さばえ健康いきいきプラン）」、「鯖江市子ども・子育て支援事業計画」等の関連する計画との整合を図るとともに、福井県の「第7期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」等に即して策定したものです。



4. 介護保険法等の改正について

平成 29 (2017) 年 6 月に公布された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 52 号) にもとづく、平成 30 (2018) 年 4 月に施行される (II 5 は平成 29 (2017) 年 8 月分の介護納付金から適用、II 4 は平成 30 (2018) 年 8 月 1 日施行) 介護保険制度改正等についての主な内容については以下のとおりです。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進	
1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進 (介護保険法)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、 <ul style="list-style-type: none"> ・ データに基づく課題分析と対応 (取り組み内容・目標の介護保険事業計画への記載) ・ 適切な指標による実績評価 ・ インセンティブの付与 を法律により制度化。 ■ 市町村による評価を義務づけるなど、地域包括支援センターの機能強化を図る。 ■ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与を強化する。 ■ 新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化し、認知症施策の推進を図る。
2. 医療・介護の連携の推進等 (介護保険法、医療法)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設 (介護医療院) を創設する。 ■ 病院または診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院または診療所の名称を引き続き使用できることとする。 ■ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6 年間延長することとする。
3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等 (社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定を努力義務化する。 ■ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける。
II 介護保険制度の持続可能性の確保	
4. 2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする (介護保険法)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする。ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり。
5. 介護納付金への総報酬割の導入 (介護保険法)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各医療保険者が納付する介護納付金 (40~64 歳の保険料) について、被用者保険間では『総報酬割』 (報酬額に比例した負担) とする。

5. 計画の策定体制

(1) 介護保険事業計画策定に向けての実態調査の実施

65歳以上で要介護認定を受けられていない方を対象に、日常生活圏域ごとの高齢者の実態像・ニーズや地域の課題を把握し、地域包括ケア（地域における介護・医療・福祉の一体的提供）の実現を目指すことを目的に実施しました。

また、在宅で介護を受けている方を対象に、在宅生活の継続に必要な支援や、介護者の就労状況などを把握し、今後の介護サービスのあり方の検討に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 介護保険運営協議会の開催

本計画策定にあたっては、広く市民等から意見を聴取するために、市民、学識経験者、関係機関・関係団体、事業者等で組織された「鯖江市介護保険運営協議会」において意見交換および審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案について、その趣旨、内容その他必要な事項を広く公表し、市民等からの意見または情報を求めるために、パブリックコメントを実施し、提出された意見等に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、それらの意見等を適宜反映したうえで、計画を完成させました。

(4) 関連機関との連携

本計画策定にあたっては、関連する他の計画との整合性を図りつつ、福井県等の関連する機関とも連携を図っています。